

**雇用保険法施行規則の一部を改正する省令
案要綱(有期雇用労働者の育児休業給付・
介護休業給付の支給要件の緩和)**

厚生労働省発職0621第3号

令和3年6月21日

労働政策審議会

会長 清家 篤 殿

厚生労働大臣 田村 憲久



別紙「雇用保険法施行規則の一部を改正する省令案要綱」について、貴会の
意見を求める。

雇用保険法施行規則の一部を改正する省令案要綱

第一 雇用保険法施行規則の一部改正

期間を定めて雇用される者に対する介護休業給付金及び育児休業給付金の支給の要件について、その事業主に引き続き雇用された期間が一年以上である者という要件を削除すること。

第二 その他

- 一 この省令は、令和四年四月一日から施行すること。
- 二 第一については、令和四年四月一日以降に開始した介護休業又は育児休業について適用すること。